

答 申 書

1 審査会の結論

平成25年5月24日付け坂政収第51号の情報一部公開決定処分において非公開とされた「北坂戸中学校跡地利用検討委員会の会議録」については、別紙一覧表に掲げる部分を除き、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成25年5月10日、異議申立人は、情報公開の実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、坂戸市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定に基づき、「北坂戸中学校跡地利用検討委員会の会議録のすべて」（以下「本件文書」という。）の情報の公開を請求した。

(2) 平成25年5月24日、実施機関は、本件文書及びその資料に係る情報の一部を除いて公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して通知した。

(3) 平成25年6月26日、異議申立人は、異議申立書を提出し、本件処分の取消し及び北坂戸中学校跡地利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議録、意見、発言文章の全部の公開を求めた。

なお、異議申立人は、会議録資料部分の非公開部分についての公開は求めている（第1回審査会における聴取）。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 検討委員会の会議録の全部，特に非公開とされた意見及び発言の記載された文章の全部を公開することを求める。
- (2) 本件処分を通知した平成25年5月24日付け情報一部公開決定通知書においては，本件文書，すなわち第1回から第5回までの会議録（資料は含まない。）を公開することができない理由を，「公開することにより，自由で十分な意見交換等が妨げられるおそれのある情報である」ためとしている。しかし，検討委員会は最終報告の発表に至っており，意見交換が妨げられる情報にはならない。
- (3) 公開，非公開の判断は最終的には請求対象文書を担当する部署の判断を優先すべきでなく，公務員等の職務の遂行に係る情報については，原則として公開すべきである。

4 実施機関の非公開理由説明書における一部公開理由の説明要旨

一部公開とした会議録は，本条例第7条第5号に該当する。理由は，次のとおり要約される。

- (1) 検討委員会は，副市長が委員長であり，総合政策部長，総務部長，都市整備部長，教育部長，総合政策部次長兼企画調整幹が委員である市役所の内部会議である。その役割は，北坂戸中学校跡地の利用又は処分について必要な検討を行うことである。

北坂戸中学校跡地は，整形かつ広大な街区であり，資産価値が極めて高い。また，仮に土地利用の一貫性を欠く利用又は処分がされれば北坂戸地区の周辺環境に与える影響が少なくない。

したがって，跡地の利用及び処分は，市民の重大な関心事であり，市民や事業者等の様々な利害関係が絡み合う。

- (2) そこで，検討委員会は，公正な立場を保つ必要がある。また，検

討委員会の会議においては、外部からの圧力等を受けず、独断や誤りを恐れず、自由かつ率直に意見を出し合い、様々な観点から検討し、議論を尽くす必要がある。

(3) しかし、本件文書が公開されれば、今後、公共用地の利活用又は財産処分に係る意思決定のための委員会等の会議に出席する委員が、委員会等や委員個人に対し、外部からの何らかの働きかけや圧力が掛かることなどを懸念して、率直な意見の表明を躊躇し、自由で十分な意見交換が妨げられるおそれがある。したがって、「将来の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるおそれのある情報」である。

(4) 上記3(3)について、本条例に基づき原則公開であるが、本条例第7条各号に該当する情報については非公開である。

5 異議申立人の意見書の要旨

(1) 平成25年8月13日付け東京新聞で「北坂戸中学校跡地は民間に売却し『エコタウン』に」と報じられている。

(2) 実施機関の主張する外部からの圧力とは何を指しているのか極めて曖昧である。

(3) 市が保有する情報は、市民と市との共有財産であり、行政上の意思決定の内容と過程が市民にとって明らかであることは、行政の説明責任を全うし、市民の信頼と理解のもとで一層の透明性のある市政を進めていくことに不可欠である。

6 実施機関の見解書の要旨

(1) 第1回会議録については、検討委員会が市役所内部の会議として検討・調査・研究するものであり、公開することにより将来の同種

の事務事業に係る意思決定に著しい支障が生じること、特に財産処分に関しては、利害関係人からの圧力が掛かり自由で活発な意見交換が損なわれるおそれがあることから、会議で出された個人の意見等は本条例第7条第5号により全て非公開とすべきである。

(2) 第2回会議録については、本条例第7条第5号により全体を非公開とすべきであるが、法人その他の団体に関わる部分については、同条第2号にも該当する。

(3) 第3回会議録の内容は、北坂戸中学校の行政内部での管理区分の検討及び同中学校を使用しているNPO法人の取扱いの検討である。本条例第7条第5号により全体を非公開とすべきであるが、NPO法人いきいき市民連絡会に関わる部分については、同条第2号にも該当する。

(4) 第4回会議録については、本条例第7条第5号により全体を非公開とすべきであるが、法人その他の団体に関わる部分については、同条第2号にも該当する。

(5) 第5回会議録の内容は、最終報告書の中身の確認作業であり、本条例第7条第5号により全体を非公開とすべきである。

(6) なお、本件処分における本件文書は、本条例第7条第5号に該当するため非公開としたのであって、同条第1号又は第2号により非公開としたものではない。

(7) 北坂戸中学校跡地の財産処分は、坂戸市市民参加条例第6条第2項第4号の財務事項に該当し、市民参加の手続が不必要であるが、異議申立人と実施機関とではその解釈等に関して意見の相違がある。

7 審査会の判断

(1) 本件文書の性格等

ア 検討委員会は、平成22年5月17日、北坂戸中学校跡地利用検討委員会設置要領に基づいて設置された（北坂戸中学校跡地利用検討委員会設置要領第1及び第3）。検討委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理される（同要領第10）。

そして、検討委員会は、北坂戸中学校跡地の利活用及び財産処分等に関して必要な検討を行い、その事務の成果を得たときは、市長に報告する（同要領第1及び第9）。

イ 検討委員会は、平成22年5月24日に第1回、同年8月17日に第2回、同年10月21日に第3回、平成24年8月8日に第4回、平成25年3月27日に第5回の会議を開催した。

ウ 本件文書は、検討委員会の第1回から第5回までの会議録として作成され、総合政策部長や政策企画課長等が書面上部に押印した上で、検討委員会の庶務を担当する総合政策部政策企画課において保管されているものである（第1回審査会における聴取）。

エ 検討委員会は、平成25年3月29日に最終報告書を市長に提出し、設置期間の最終日である同月31日を経過したため終了した（第2回審査会における聴取）。

オ なお、検討委員会が北坂戸中学校跡地利用について検討していることは、市議会においても公にされている。

市議会議事録の記載によると、平成22年6月定例会において検討委員会が設置されて同年5月24日に会議が開催されたことが一般質問に対して答弁された。また、平成23年9月定例会、12月定例会及び平成24年3月定例会においても、平成22年8月17日に中間報告をまとめ、その方針に基づいて研究していることなどが答弁された。そして、平成24年6月定例会におい

て、検討委員会の中間報告による売却処分の方針を盛り込んだ提案が埼玉エコタウンプロジェクトの実施市町として選定されたことが答弁された。平成24年9月定例会、12月定例会及び平成25年3月定例会においても、平成24年8月に検討委員会が開催されたこと、平成24年度中に市長へ最終報告を行う意向であることなどが答弁された。

そして、最終報告書の写しは、平成25年4月に市議会議員にも配布された（「見解書」及び「見解書の一部訂正について」）。

カ 検討委員会の最終報告書の提出を受けた市長は、平成25年5月23日、北坂戸中学校跡地利用の方針について決裁した（第1回審査会における聴取）。なお、本件処分は、同月24日に行われた。

キ こうした事情からすれば、本件文書は、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に利用するものとして保有している文書であって、本条例第2条第2項の情報に該当し、原則として情報公開の対象となる。

また、カのとおり、平成25年5月24日の本件処分時点において、市長による北坂戸中学校跡地利用の方針についての意思決定は終了している。

（2）一部公開事由の検討

本条例は、市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動について説明する責務を全うし、公正で透明性のある市政の推進という基本理念の下、実施機関の保有する情報の公開を求める市民の権利を保障している（本条例前文及び第1条）。そして、実施機関が保有する情報は公開することを原則とし、公開しないことができる情報は必要最小限にとどめることとしている（本条例第3条）。

もつとも、実施機関は、本件文書の非公開部分は全て本条例第7条第5号に該当し、また、第2回から第4回までの会議録のうち法人その他の団体に関する部分については同条第2号にも重疊的に該当すると主張するので、以下、この点について検討する。

(3) 本条例第7条第2号の該当性

ア 本条例第7条第2号の規定は、「法人その他の団体に関する情報」であって、公開することにより当該法人等に「明らかに不利益を与えると認められるもの」については、非公開とすることを定めている。

これは、法人等の事業活動の自由で公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り保障されるべきであり、情報公開によって当該法人等の正当な利益が害されるべきではないという趣旨に基づくものである。

イ そして、法人等の事業に関する情報の中には、内部管理情報や一般にはまだ知られていない情報など、非公開を前提としなければ他者に提供されないものがあり、このような情報を法人等が任意に提供するなどして実施機関が保有することになったからといって当然に公開することは合理的でない。このような場合には、法人等の非公開に対する信頼を保護するため非公開とすべきである。

ただし、非公開とするよりも、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公開すべき優越的な公益が認められる場合には、非公開情報から除外される(本条例第7条第2号ただし書)。

(4) 本件文書について本条例第7条第2号の検討

ア 確かに、本件文書において、第2回及び第4回の会議録のうち法人その他の団体に関する部分、第3回の会議録のNPO法人い

いきいき市民連絡会に関する部分についてみると、検討委員会の審議内容として、北坂戸中学校跡地を財産として利用又は処分をするに当たっての処分先や過去、現在、将来の跡地利用者、利用方法や交渉内容などの報告や検討がされている。検討委員会の取り扱う内容の性質上、北坂戸中学校跡地の利用又は処分に関わる法人その他の団体との間では、一般には知られていない各団体の内部情報や交渉段階の情報などが未成熟な状態で検討委員会にもたらされることになる。

そして、検討委員会の審議においても、調査、検討、議論の段階では、法人その他の団体について、憶測やあくまでも希望に過ぎない発言もある。こうした状況における委員の発言の中で話題になった法人や他の団体にとって固有名称の公開は不本意であろうし、その情報の公開により不利益を被る場合もありうる。また、NPO法人いきいき市民連絡会についても北坂戸中学校跡地を利用する関連団体として周知されているとしても、その交渉内容まで公開することによって同団体の利益を損なうおそれがある。

さらに、審査会において見分したところ、別紙一覧表に掲げる第2回から第4回までの部分については、本条例第7条第2号ただし書に該当する公開すべき優越的な公益は認められない。

イ したがって、審査会としては、別紙一覧表に掲げる第2回から第4回までの部分については、本条例第7条第2号の「法人その他の団体に関する情報であって不利益を与えると認められるもの」として非公開事由に該当すると考える。

(5) 本条例第7条第5号の該当性

ア 本条例第7条第5号の規定は、市の内部における「審議、検討、調査研究等に関する情報」であって、公開することにより、「率

直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「市民の間にみだりに混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」については、非公開とすることを定めたものである。

これは、未成熟で流動的な情報や内部的な検討資料などの情報を公開することによって、市民に無用の誤解や混乱を与えたり、行政内部での自由で十分な意見交換が妨げられたり、あるいは内部検討のために必要な資料が得られなくなるおそれがあるので、これを防止するというものである。

イ もっとも、情報公開を求める市民の権利を保障した本条例の趣旨に照らし、検討途中の段階の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、行政機関の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合に限り、非公開とすべき合理的理由が認められるというべきである。

(6) 本件文書について本条例第7条第5号の検討

ア 本件文書は、市の内部組織における検討に関する情報であるが、既に平成25年3月29日時点で、検討委員会としての最終報告は終了しており、同月31日には検討委員会は終了している。しかも、市長の北坂戸中学校跡地利用の方針についての意思決定も本件処分の前日である同年5月23日時点で終了している。

したがって、その後に検討委員会の会議での発言内容が公開されても、検討委員会の率直な意見の交換やその報告を受ける市長の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはない。

イ また、検討委員会の最終報告書は、市議会議員にも平成25年4月の時点で既に配布されており、北坂戸中学校跡地について公募による事業者への売却処分の方針にすべきこと、エコタウン構

想に合致するエコ街区にすべきこと、売却後は教育基金を設置すべきことなどの結論が報告されている。

したがって、検討段階での発言内容部分が公開されたとしても、その内容が未成熟な情報として「市民の間にみだりに混乱を生じさせるおそれ」もない。

ウ もっとも、実施機関は、本条例第7条第5号の一つの類型として非公開とすることが考えられる「将来の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるおそれのある情報」であると主張しているので、これを検討する。

なお、情報公開を求める市民の権利を保障した本条例の趣旨に照らし、上記「支障」の程度は実質的なものであり、また、その「おそれ」も具体的、客観的な高度の蓋然性が要求されるべきである。

エ しかし、この点に関する実施機関の見解書の主張は、今後の「公共用地の利活用又は財産処分に係る意思決定のための委員会等の会議」において、委員が、委員会等や委員個人に対して「外部から何らかの働き掛けや圧力」が掛かることを懸念して、率直な意見の表明を躊躇するというのみであって、具体的な事情を明らかにせず、実質的な支障が生じる蓋然性を説明していない。

また、第2回審査会における聴取による実施機関の主張によれば、利害関係人からの圧力とは、先に情報を得た不動産関係の業者が関わりを持つおそれがあること、及び跡地のグラウンドや体育館の使用を希望する者が情報を得て強引な利用をするなどのおそれということであるが、いずれも本件文書の公開との関連性が希薄であり、実質的な支障が生じる蓋然性があるとはいえない。

オ また、実施機関は、発言者の特定がある第1回及び第2回の会

議録に委員個人名の記載があるため、本件文書の公開により、委員の誰が何を言ったかが明らかになることで個人攻撃が懸念され、将来の会議において自由な発言ができなくなると主張する（第2回審査会における聴取）。

しかし、本条例第7条第1号ただし書ウにおいて、公務員の職務の遂行に当たって記録された当該公務員に関する情報を非公開情報から除外しているとおおり、本条例においては、公務員の氏名及び役職については、職務の遂行に係る情報に記録されている場合は公開するのが原則である。本件文書において、各委員は市役所の職員という公務員であり、その役職において検討委員会の職務を行っている。そして、本件文書の第1回及び第2回会議録においては、発言者の氏名及び役職を記載した会議録を政策企画課副課長が作成し、「出席者」欄の同人名の横に押印している。さらに、書面上部には総合政策部長、同部次長及び政策企画課職員が確認して押印している。したがって、本件文書は、公務員の職務遂行に当たって記録された情報である。

また、検討委員会の各委員は職務上の立場から発言をしたものであって、個人攻撃のおそれについては、具体的、客観的な高度の蓋然性がない。

カ さらに、実施機関は、本件文書における関連団体に関わる発言部分についても、本条例第7条第5号により非公開とすべきであると主張している。

そこで、その点について検討すると、前述のとおり、北坂戸中学校跡地の処分先や過去、現在、将来の跡地利用者、利用方法などの検討がされるに当たって、法人や他の団体にとってその情報公開により不利益を被る可能性がある。そして、検討段階におけ

る土地の利活用及び財産処分に関する第三者からの申し入れや要望などが公開されることとなれば、第三者からの資料提供が受けられなくなる危険がある。したがって、公開することにより、資料提供者との信頼関係を害し、以後、十分な検討資料が得られなくなるおそれのある情報であるといえる。

以上のことから、「特定の者」に「不利益を及ぼすと認められるもの」に該当するので、本条例第7条第2号に係る部分については、同条第5号にも該当し、非公開が妥当であると判断する。

(7) したがって、本件文書について審査会において見分した結果、別紙一覧表の該当部分についてのみ本条例第7条第2号及び第5号に該当し、非公開とすることが妥当である。

8 結論

よって、本件文書のうち、別紙一覧表記載の部分は本条例第7条第2号及び第5号の非公開事由に該当するため非公開とし、その他の部分は公開すべきである。

以 上

別紙

文書名	非公開部分		根拠条号
第2回北坂戸中学校跡地利用検討委員会開催結果	【会議結果】 3(1)	23行目) から後の部分	第7条第2号 及び第5号
		24行目 1字目から12字目 まで	
		25行目 22字目から36字 目まで	
		26行目から28行目まで	
		29行目) から後の部分	
		30行目) から後の部分	
		31行目 全部	
第3回北坂戸中学校跡地利用検討委員会開催結果	【開催結果】 「NPO法人いき いき市民連絡会」	項目名の下の1行目から5行目 まで	第7条第2号 及び第5号
第4回北坂戸中学校跡地利用検討委員会開催結果	【協議結果】 (1)	9行目から13行目まで	第7条第2号 及び第5号

審査会の経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 2 5 年 7 月 1 2 日	実施機関から諮問書を受理
平成 2 5 年 7 月 3 0 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 5 年 8 月 1 4 日	異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 2 5 年 8 月 2 6 日	第 1 回審査会 異議申立人及び実施機関からの意見聴取
平成 2 5 年 9 月 2 5 日	実施機関から見解書を受理
平成 2 5 年 1 0 月 9 日	第 2 回審査会 実施機関からの見解書についての説明聴取
平成 2 5 年 1 1 月 8 日	第 3 回審査会 答申案の審議
平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日	見解書の一部訂正について（通知）を受理
平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日	第 4 回審査会 答申案の審議

坂戸市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 新 井 武

委員 津 田 整

委員 林 真由美